

管理技術者の兼務制限（測量・建設コンサルタント等業務）の緩和について（お知らせ）

令和4年3月22日
土木建築局建設産業課

令和4年度事業の円滑な執行を図るため、次のとおり取り扱うこととしました。

1 専任及び兼務制限緩和の取扱い

管理技術者の専任及び兼務制限について、当初契約時点では『業務分野別金額が500万円未満で兼務制限がない場合（以下「兼務制限なし」という。）』又は『500万円以上3,500万円未満で兼務制限配置させた場合（以下「兼務制限」という。）』には、その後の変更において『業務分野別金額が3,500万円以上で専任（以下「専任」という。）』になっても、**「専任」に変更せず「兼務制限」とする。**

なお、変更契約により、新たな業務分野を契約した場合は、上記「当初契約時点」を「新たな業務分野を契約した時点」とする。

（※色々なケースが想定されるため、別紙資料「管理技術者の兼務が想定される事例」を作成しましたので事務の参考としてください。）

| | 契約金額(業務分野別) | 専任 | 兼務制限 |
|----------|----------------------|----|------------------------------------------|
| 「専任」 | 3,500万円以上 | 必要 | 兼務不可* |
| 「兼務制限」 | 500万円以上 3,500万円未満 | 不要 | 当該業務の外に5件以上（500万円以上3,500万円未満の業務）兼務しないこと* |
| 「兼務制限なし」 | 500万円未満 | 不要 | 兼務制限なし |

※ 技術士は当該業務分野の外に10件以上又は業務分野別金額の総額が4億円を超える業務分野の管理技術者を兼務させないこととする。この場合の業務分野別金額は変更後の金額で判断する。

2 対象期間等

- (1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに変更契約する業務
- (2) 上記(1)を適用した測量・建設コンサルタント等業務に限り、対象期間終了後についても1の緩和措置を適用できるものとする。

【管理技術者の兼務が想定される事例】

| |
|-------------------|
| なし…兼務制限なし |
| 兼務制限…一定の条件のもと兼務可能 |
| 専任…兼務不可 |
| ※特例を適用した箇所は太枠 |

◎ケース 1（業務分野別金額の増額）

測量業務分野

金額が 2,000 万円から 4,000 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

設計業務分野

金額が 450 万円から 4,000 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 2,000 万円から 450 万円に減額のため、制限なし。

| | 契約金額 | 測量業務 | | 設計業務 | | 地質業務 | |
|------|----------|----------|------|----------|------|----------|------|
| 当初契約 | 4,450 万円 | 2,000 万円 | 兼務制限 | 450 万円 | なし | 2,000 万円 | 兼務制限 |
| 変更契約 | 8,450 万円 | 4,000 万円 | 兼務制限 | 4,000 万円 | 兼務制限 | 450 万円 | なし |

◎ケース 2（業務分野別金額の増額 + 新規業務分野の追加）

第 1 回変更について

測量業務分野

金額が 2,000 万円から 4,500 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 500 万円未満のため制限なし。

第 2 回変更について（対象は当初金額。新規追加分野については新規追加時の金額）

測量業務分野

金額が 2,000 万円から 3,900 万円に増額だが、第 1 回変更の時と同様に特例により、兼務制限。

設計業務分野

金額が 2,000 万円から 3,800 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 450 万円から 1,500 万円に増額のため、兼務制限。

| | 契約金額 | 測量業務 | | 設計業務 | | 地質業務 | |
|---------|----------|----------|------|----------|------|----------|------|
| 当初契約 | 4,000 万円 | 2,000 万円 | 兼務制限 | 2,000 万円 | 兼務制限 | — | — |
| 第 1 回変更 | 6,950 万円 | 4,500 万円 | 兼務制限 | 2,000 万円 | 兼務制限 | 450 万円 | なし |
| 第 2 回変更 | 9,200 万円 | 3,900 万円 | 兼務制限 | 3,800 万円 | 兼務制限 | 1,500 万円 | 兼務制限 |

◎ケース 3（業務分野別金額の減額）

第 1 回変更について

測量業務

金額が 4,000 万円から 3,000 万円に減額のため、兼務制限。

設計業務

金額が 2,000 万円から 3,600 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

第 2 回変更について（対象は当初金額）

測量業務

金額が 4,000 万円から 3,800 万円に減額となっているが、当初契約の業務分野別の金額が専任の金額帯のため、第一回変更時において兼務制限に変更したとしても、第 2 回変更時には、専任。

設計業務

第 1 回変更から金額変更がないため、特例により、兼務制限。

地質業務

金額が 1,500 万円から 450 万円に減額のため、制限なし。

| | 契約金額 | 測量業務 | | 設計業務 | | 地質業務 | |
|---------|----------|----------|------|----------|------|----------|------|
| 当初契約 | 7,500 万円 | 4,000 万円 | 専任 | 2,000 万円 | 兼務制限 | 1,500 万円 | 兼務制限 |
| 第 1 回変更 | 8,100 万円 | 3,000 万円 | 兼務制限 | 3,600 万円 | 兼務制限 | 1,500 万円 | 兼務制限 |
| 第 2 回変更 | 7,850 万円 | 3,800 万円 | 専任 | 3,600 万円 | 兼務制限 | 450 万円 | なし |